

役員推薦の基準

学会の役員はこれまで会員より推薦のあった方を総会または評議員会にはかって承認を得てきましたが、今後の学会役員選出の際の参考にして頂くためにこれまでの推薦の基準を紹介しておきます

(1) 理事

- ・ 北陸3県の厚生部長・健康福祉部長
- ・ 北陸3県の保健所長会長
- ・ 北陸3県の大学の医学部の公衆衛生学及び衛生学の教授

(2) 評議員

- ・ 北陸3県の公衆衛生に関連の有る行政機関の所長、部長、課長
- ・ 北陸3県の県医師会長
- ・ 北陸3県の医学部の公衆衛生学及び衛生学の准教授
- ・ 北陸3県の関連病院の長
- ・ 北陸3県の大学の医学部以外の公衆衛生学に関連する講座の教授
- ・ 各職能団体の代表者

(3) 監事

- ・ 富山県厚生部医務課長
石川県健康福祉部厚生政策課長
福井県健康福祉部地域医療課長